



平成29年 2月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ リ ュ ー H R  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 美 智 雄  
(コード番号：6078 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 遠 藤 良 恵  
(TEL. 03-6380-1300)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月27日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、またこれに伴い、平成29年3月29日開催予定の第16回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成29年3月29日開催予定の第16回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成29年3月29日
定款変更の効力発生日（予定）	平成29年3月29日

以 上

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) (条文省略)	第1条 (商号) (現行どおり)
第2条 (目的) (条文省略)	第2条 (目的) (現行どおり)
第3条 (本店の所在地) (条文省略)	第3条 (本店の所在地) (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
① 取締役会	① 取締役会
② 監査役	② <u>監査等委員会</u>
③ <u>監査役会</u>	(削除)
④ 会計監査人	③ 会計監査人
第5条 (公告方法) (条文省略)	第5条 (公告方法) (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (発行可能株式総数) (条文省略)	第6条 (発行可能株式総数) (現行どおり)
第7条 (単元株式数) (条文省略)	第7条 (単元株式数) (現行どおり)
第8条 (単元未満株式についての権利) (条文省略)	第8条 (単元未満株式についての権利) (現行どおり)
第9条 (単元未満株式の買増し) (条文省略)	第9条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)
第10条 (株主名簿管理人) (条文省略)	第10条 (株主名簿管理人) (現行どおり)
第11条 (株式取扱規則) (条文省略)	第11条 (株式取扱規則) (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (招集) (条文省略)	第12条 (招集) (現行どおり)
第13条 (定時株主総会の基準日) (条文省略)	第13条 (定時株主総会の基準日) (現行どおり)
第14条 (招集権者及び議長) (条文省略)	第14条 (招集権者及び議長) (現行どおり)
第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (条文省略)	第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (現行どおり)
第16条 (決議の方法) (条文省略)	第16条 (決議の方法) (現行どおり)
第17条 (議決権の代理行使) (条文省略)	第17条 (議決権の代理行使) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第19条 (取締役の選任及び解任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略) 4 (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (取締役会招集権者及び議長) (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p> <p>第23条 (取締役会の招集手続) 取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第19条 (取締役の選任及び解任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 (現行どおり)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (取締役会招集権者及び議長) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり) <u>3 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役を招集することができる。</u></p> <p>第23条 (取締役会の招集手続) 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第24条 (取締役会の決議の方法) (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第26条 (取締役会規程) (条文省略)</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (取締役の責任免除) (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (監査役の数) <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第30条 (監査役の選任) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (取締役会の決議の方法) (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</u></p> <p>第29条 (非業務施行取締役の責任限定契約) (現行どおり) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第33条（監査役会の招集手続）</u>  <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第34条（監査役会の決議）</u>  <u>監査役全員の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第35条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第36条（監査役の報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第37条（監査役の責任免除）</u>  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>第30条（監査等委員会の招集手続）</u>  <u>監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第31条（監査等委員会の決議の方法）</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第32条（監査等委員会規程）</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条（会計監査人の選任）</u>  (条文省略)</p> <p><u>第39条（会計監査人の任期）</u>  (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第33条（会計監査人の選任）</u>  (現行どおり)</p> <p><u>第34条（会計監査人の任期）</u>  (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第40条（会計監査人の報酬等）            会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条（会計監査人の責任限定契約）            （条文省略）            第7章 計算</p> <p>第42条（事業年度）            （条文省略）</p> <p>第43条（剰余金の配当等の決定機関）            （条文省略）</p> <p>第44条（剰余金の配当の基準日）            （条文省略）</p> <p>第45条（配当金の除斥期間）            （条文省略）            （新設）</p>	<p>第35条（会計監査人の報酬等）            会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第36条（会計監査人の責任限定契約）            （現行どおり）            第7章 計算</p> <p>第37条（事業年度）            （現行どおり）</p> <p>第38条（剰余金の配当等の決定機関）            （現行どおり）</p> <p>第39条（剰余金の配当の基準日）            （現行どおり）</p> <p>第40条（配当金の除斥期間）            （現行どおり）</p> <p>附則  <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u>  <u>平成28年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>